

やまなし社会的養育推進計画

山梨県子育て支援局
令和2年3月

【目次】

1	はじめに	1
2	計画の位置づけ	2
	（1）やまなし家庭的養護推進プランとの関係	2
	（2）やまなし子ども・子育て支援プランとの関係	2
3	計画の期間	2
	○ 用語の説明	3
4	本県の社会的養護に係る現状（統計）	5
	（1）里親・ファミリーホーム、児童福祉施設	5
	（2）児童虐待相談対応件数	6
	（3）家庭分離した子ども数	6
	（4）子ども家庭総合支援拠点等	7
5	今後の家庭分離が必要な子ども数及び里親人数等の見込み	8
	（1）家庭分離が必要な子ども数の見込み	8
	（2）里親・ファミリーホームへ措置する子ども数の見込み	8
	（3）児童養護施設等へ措置する子ども数の見込み	9
	（4）里親人数、里親世帯数、ファミリーホーム施設数、ファミリーホーム定員の見込み	9
	（5）養子縁組される子ども数の見込み	9
6	社会的養育を推進するための基本事項	10
	（1）児童福祉法等の理念の浸透	10
	（2）家庭養育を優先する支援体制の強化	10
	（3）要保護児童への自立支援	10
7	計画の目標	10
8	社会的養育を推進するための取組	11
	（1）子どもの権利擁護（アドボカシー等）の推進	11
	（2）市町村における子ども家庭支援体制の強化	11
	（3）里親・ファミリーホームでの養育の推進	12
	（4）特別養子縁組等の推進	14
	（5）児童養護施設や乳児院の機能改革の促進	15
	（6）一時保護改革の推進	16
	（7）要保護児童に対する自立支援体制の強化	17
	（8）児童相談所の強化	18
	（9）子ども家庭福祉に係る専門職の育成	19
9	計画の進捗管理等	19
	別紙1【具体的な取組一覧】	20
	別紙2【状況を把握するための指標一覧】	24
	別紙3【数値目標】	27

1 はじめに

1994（平成 6）年、国は、国連が提唱する「児童の権利に関する条約」（以下「児童権利条約」という。）を批准し、子どもが権利の主体であり、子どもの家庭養育が優先される社会の構築を進めることとしました。

しかし、全国では里親などの社会資源が限られていることから、支援が必要な子どもの多くが在宅での生活を余儀なくされているとの指摘もあります。また、児童虐待など様々な事情により家庭から分離した子どもの約 9 割が児童養護施設や乳児院等（以下「児童養護施設等」という。）に入所している状況にあり、今後、家庭養育への支援を充実する必要があります。

このため、国は、2016（平成 28）年 5 月、児童福祉法（以下「法」という。）を改正し、子どもが権利の主体であることを位置づけるとともに、代替養育が必要な場合であっても家庭と同様な養育環境での養育を行う、子どもの家庭養育優先の原則を明記しました。

2016（平成 28）年児童福祉法の主な改正内容

- ・子どもが権利主体であることの明確化
- ・国、地方公共団体は保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における子どもの養育（特別養子縁組、里親・ファミリーホーム（以下「里親等」という。））を推進
- ・市町村における子どもやその家庭に対する支援体制の強化
- ・児童相談所の体制強化
- ・親子関係再構築支援や退所児童への自立支援の強化

さらに、2016（平成 28）年改正法の理念を実現し、子ども家庭への養育支援から代替養育までの社会が子どもを養育する体制の充実を着実に進めるため、国は、2017（平成 29）年 8 月、「新しい社会的養育ビジョン」を示し、国・都道府県・市町村の役割や具体的な取組及び工程などを提示しました。

この中で、国は、代替養育としての里親委託率の向上を図るため、3 歳未満については概ね 5 年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね 7 年以内に里親委託率 75%以上、学童期以降は概ね 10 年以内を目途に里親委託率 50%以上を実現するとしています。

本県も、児童虐待相談対応件数は増加しており、家庭で生活できない子どもの約 7 割が児童養護施設等に入所しているなど、全国と同様な状況であることから、児童権利条約や法（以下「児童福祉法等」という。）の理念である子どもの家庭養育優先を進め、子どもの最善の利益を優先した社会的養育を着実に推進するため、「やまなし家庭的養護推進プラン」（2015（平成 27）年 3 月策定）を全面的に見直し、具体的な取組や目標などを示した『やまなし社会的養育推進計画』（以下「本計画」という。）を新たに策定することとしました。

2 計画の位置づけ

(1) やまなし家庭的養護推進プランとの関係

県は、2011（平成 23）年 7 月、国が示した「社会的養護の課題と将来像」に基づき、やまなし家庭的養護推進プラン（以下「旧プラン」という。）を策定し、家庭的な養育環境の整備を進めてきました。

旧プランは、2015（平成 27）年度から 2029 年度までの 15 年間を計画期間とし、家庭で生活できない子どもの措置先を、施設本体、グループホーム、里親等、それぞれ 3 分の 1 の割合となるよう数値目標を掲げました。これまでの進捗状況は次表のとおりです。

【旧プランの目標と進捗状況】

種 別	2014 (H26) 年 策定時	2018 (H30) 年	2029 (R11) 年 計画最終年
施設本体	253 人 (67.5%)	197 人 (60.2%)	140 人 (36.8%)
グループホーム	38 人 (10.1%)	44 人 (13.5%)	117 人 (30.8%)
里親・ファミリーホーム	84 人 (22.4%)	86 人 (26.3%)	123 人 (32.4%)
計	375 人 (100.0%)	327 人 (100.0%)	380 人 (100.0%)

※施設本体及びグループホームは定員

県は、旧プランを推進し、児童養護施設等の小規模化かつ地域分散化を促進することで、児童養護施設等における家庭的な養育環境の構築に一定の成果を上げることができました。

本計画は、旧プランを全面的に見直し、今後、本県の社会的養育をより一層推進するための具体的な取組等について示したものです。

(2) やまなし子ども・子育て支援プランとの関係

本計画は、子ども・子育て支援法に基づき、2015（平成 27）年 3 月、県が策定した「やまなし子ども・子育て支援プラン」の第 4 章の 6「支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな取り組み」を具現化する部門計画と位置づけ、やまなし子ども・子育て支援プランとの整合を図ります。

3 計画の期間

本計画の期間は、2020（令和 2）年度から 2029 年度までの 10 年間とします。

また、計画期間は、前期（2020 年度～2024 年度）と後期（2025～2029 年度）に区分して策定します。

《用語の説明》

① 要支援児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる子ども

② 要保護児童

保護者のない子ども又は保護者に監護させることが不適當であると認められる子ども

③ 特定妊婦

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

④ 社会的養護

子どもの成長発達のため、保護者の意向等は尊重しつつも行政が強力に関与しなければならない家庭を支援していくこと。このことから社会的養護の対象は、虐待、非行、発達障害などのある子どもになる。

⑤ 社会的養育

地域や家族構成の変化などから、社会が子どもの養育に対して保護者とともに責任を持ち、家庭を支援していくこと。このことから、社会的養育の対象はすべての子どもになる。

⑥ 里親

何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもに対し、子ども養育に関する正しい理解と確かな技術を持って家庭環境下での養育を提供する者

- ・ 養育里親：親が引き取れるまでの一定期間、養育する里親
- ・ 専門里親：虐待を受けた子どもや障害児等を専門知識と経験を活かし養育する里親
- ・ 親族里親：子どもの扶養義務者や家族が認定を受けて養育する里親
- ・ 養子縁組里親：養子縁組が望まれる子どもを自分の養子とすることを前提に養育する里親

⑦ ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）

養育者（里親）の家庭に要保護児童を複数名迎え入れて養育を行う家庭養護の一環であり、法第6条の3第8項に定める国補事業によるもの

⑧ 乳児院

保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設

⑨ 児童養護施設

要保護児童に対し安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する施設

⑩ グループホーム（地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケア）

定員を6名とし、民間住宅等を活用しながら、できる限り小規模で家庭的な養育環境の形態となっている児童養護施設等

⑪ 児童自立支援施設

非行や問題行動等によって指導が必要な子どもの心身の育ち直しを図り、社会の一員として生きていく力を育み、児童の自立を支援する施設

⑫ 自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）

義務教育を修了した20歳未満の子どもであって、児童養護施設等を退所した者に対し、共同生活を営む住居において、日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う、法第6条の3第1項に定める国補事業によるもの

⑬ 子ども家庭総合支援拠点

法に基づき、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点として、市町村が設置するもの

⑭ 子育て世代包括支援センター

妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目ない支援を提供するため、母子保健法に基づき市町村が設置するもの

⑮ 要保護児童対策地域協議会

特定妊婦や要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、子どもに関する情報の交換や支援内容の協議などを行うため、法に基づき地方公共団体が単独又は共同して設置するもの

⑩ 里親フォスタリング業務

里親のリクルート（開発活動）及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援

⑪ 医療的ケア児

N I C U等に長期入院した後、引き続き人工呼吸や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子ども

⑫ 特別養子縁組

子どもの福祉の増進を図るために、養子となる子どもの実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度で、家庭裁判所の決定により成立する

4 本県の社会的養護に係る現状（統計）

（1）里親・ファミリーホーム、児童福祉施設

①里親人数、里親世帯数、ファミリーホーム施設数、ファミリーホーム定員

専門里親等の人数や世帯数は、ほぼ変わっていませんが、養育里親は年々増加しており世帯数も増加しています。また、ファミリーホーム施設数等は、ほぼ変わっていません。

種別		2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)
里親	養育里親	197人 115世帯	209人 121世帯	231人 134世帯	238人 140世帯	236人 142世帯
	専門里親	6人 6世帯	6人 6世帯	5人 5世帯	5人 5世帯	3人 3世帯
	親族里親	13人 10世帯	14人 10世帯	12人 8世帯	13人 9世帯	15人 10世帯
	養子縁組里親	9人 4世帯	9人 4世帯	9人 4世帯	4人 2世帯	0人 0世帯
里親合計		225人 135世帯	238人 141世帯	257人 151世帯	260人 156世帯	254人 155世帯
ファミリーホーム		6施設 35人	5施設 29人	5施設 29人	5施設 29人	5施設 29人

※各年度末時点

②児童養護施設等施設数及び定員

小規模化かつ地域分散化を促進したことから、児童養護施設の定員は減少していますが、グループホームの入所児童数は定員しています。

種別	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)
乳児院	2施設 35人	2施設 35人	2施設 35人	2施設 35人	2施設 35人
児童養護施設	7施設 218人	7施設 213人	7施設 212人	7施設 203人	7施設 197人
グループホーム	6施設 38人	6施設 38人	6施設 38人	6施設 38人	7施設 44人
児童自立支援施設	1施設 25人	1施設 25人	1施設 25人	1施設 25人	1施設 25人
自立援助ホーム	1施設 6人	1施設 6人	1施設 6人	1施設 6人	1施設 6人
計	17施設 322人	17施設 317人	17施設 316人	17施設 307人	18施設 307人

※各年度末時点

(2) 児童虐待相談対応件数

児童虐待相談対応件数は、全国では増加の一途を辿っています。本県では困難事例（専門的知識や技術を要する事例で市町村から児童相談所に移管された案件）が増加しています。

項目	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)
全国	88,931件	103,286件	122,575件	133,778件	159,838件
県（児童相談所）	567件	743件	970件	757件	904件
うち市町村からの困難事例	84件	96件	142件	146件	152件
市町村	404件	484件	568件	533件	588件
県+市町村 計	971件	1,227件	1,538件	1,290件	1,492件

※各年度末時点

(3) 家庭分離した子ども数

①措置先別

本県では約300人の子どもが家庭と離れて生活していますが、児童養護施設や乳児院、グループホームで生活する子どもの人数は約7割程度で推移しています。

種別	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)
乳児院	30人	31人	31人	28人	31人
児童養護施設	178人	178人	173人	184人	154人
グループホーム	17人	18人	18人	16人	30人
児童自立支援施設	4人	8人	7人	6人	8人
自立援助ホーム	2人	1人	2人	2人	2人
里親・ファミリーホーム	85人	87人	86人	82人	86人
計	316人	323人	317人	318人	311人

※各年度末時点。児童自立支援施設及び自立援助ホームは里親等委託率には勘案しない。

②年齢別

児童年齢	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)
3歳未満 0～2歳	29人	27人	29人	24人	33人
3歳以上就学前 3～5歳	26人	29人	31人	31人	34人
学童期以降 6～18歳	261人	267人	257人	263人	244人
計	316人	323人	317人	318人	311人

※各年度末時点。

(4) 子ども家庭総合支援拠点等

要保護児童対策地域協議会は、すべての市町村で設置されていますが、子ども家庭総合支援拠点の設置は、今後、積極的に進めていく必要があります。

機関名	機関数	市町村名
子ども家庭総合支援拠点	1箇所	甲府市
子育て世代包括支援センター	19箇所 (17自治体)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、 韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、 上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、 身延町、富士川町

機関名	機関数	市町村名
要保護児童対策地域協議会	27 箇所	すべての市町村で設置

※2020（令和2）年3月時点

5 今後の家庭分離が必要な子ども数及び里親人数等の見込み

（1）家庭分離が必要な子ども数の見込み

過去の国勢調査における人口の伸び率から推計すると、本県の子ども的人数は年々減少します。しかし一方で、児童虐待相談対応件数が増加していることから、この両側面を勘案し、家庭分離が必要な子ども的人数を推計しました。

児童年齢	2019年度 (策定年度)	2024年度 (中間年度)	2029年度 (最終年度)
3歳未満（0～2歳）	42人 (16,376人)	46人 (14,547人)	54人 (13,508人)
3歳以上就学前（3～5歳）	45人 (17,809人)	51人 (15,920人)	59人 (14,807人)
学童期以降（6～18歳）	232人 (91,134人)	259人 (81,253人)	294人 (73,846人)
計	319人 (125,319人)	356人 (111,720人)	407人 (102,161人)

※（ ）内は、18歳未満の子ども数の見込み

（2）里親・ファミリーホームへ措置する子ども数の見込み

上記（1）で算出した家庭分離が必要な子ども的人数に対し、計画最終年度である2029年度には里親等委託率が、3歳未満（0～2歳）及び3歳以上就学前（3～5歳）は75%以上、就学後（6～18歳）は50%以上となるよう里親等へ措置する子ども的人数を推計しました。

年齢	2019年度 (策定年度)	2024年度 (中間年度)	2029年度 (最終年度)
3歳未満（0～2歳）	18人	27人	41人
3歳以上就学前（3～5歳）	17人	29人	44人
学童期以降（6～18歳）	63人	100人	147人
計	98人	156人	232人

(3) 児童養護施設等へ措置する子ども数の見込み

上記(1)で算出した家庭分離が必要な子どもの人数から、(2)で算出した里親等へ措置する見込みの子どもの人数を差し引いて、今後、児童養護施設等へ措置する子どもの人数を推計しました。児童養護施設等に入所する子どもの人数は減少しますが、医療的ケア児など、より専門的なケアが必要な子どもが増える見込まれます。

年齢	2019年度 (策定年度)	2024年度 (中間年度)	2029年度 (最終年度)
3歳未満(0～2歳)	24人	19人	13人
3歳以上就学前(3～5歳)	28人	22人	15人
学童期以降(6～18歳)	169人	159人	147人
計	221人	200人	175人

(4) 里親人数、里親世帯数、ファミリーホーム施設数、ファミリーホーム定員の見込み

過去10年間の伸び率等(里親登録抹消数や里親不調率、ファミリーホームの増設等を勘案)から、本県の今後の里親人数等を推計しました。

種別	2019年度 (策定年度)	2024年度 (中間年度)	2029年度 (最終年度)
養育里親人数	252人	352人	491人
養育里親世帯数	152世帯	212世帯	295世帯
ファミリーホーム施設数	5施設	6施設	7施設
ファミリーホーム定員	30人	35人	41人

(5) 養子縁組される子ども数の見込み

過去10年間の特別養子縁組の伸び率及び国が示した新しい社会的養育ビジョンを踏まえ、本県の今後の特別養子縁組成立数を推計しました。

縁組形態	2019年度 (策定年度)	2024年度 (中間年度)	2029年度 (最終年度)
特別養子縁組	3組	4組	6組

※児童相談所を経由して成立する特別養子縁組の見込み数

6 社会的養育を推進するための基本事項

(1) 児童福祉法等の理念の浸透

県は、児童福祉法等の理念（子どもが権利の主体であること、子どもの最善の利益を実現することなど）を家庭や地域に浸透させ、子どもが虐待や差別を受けずに地域で幸せに暮らすことができる社会づくりを推進します。

(2) 家庭養育を優先する支援体制の強化

県は、児童福祉法等に定める「家庭養育優先の原則」の重要性について、市町村、児童養護施設等、里親等、学校、病院、警察などの関係機関や民生委員・児童委員、スクールソーシャルワーカー、弁護士などの関係者が十分に理解し、家庭養育の支援の充実を図るとともに、児童相談所は、要保護児童を措置する場合は家庭と同様の養育環境（養子縁組又は里親等）を優先します。このため、里親の開拓・確保に努めます。

また、地域における子ども家庭への支援は、子どもとその家庭に最も身近な基礎自治体である市町村が中心となり、一方で、専門的な知識及び技術が必要な要保護児童がいる家庭への支援は、児童相談所が中心となり、関係機関や関係者が連携できる体制を強化します。

さらに、児童相談所と市町村は「児童相談所運営指針」及び「市町村子ども家庭支援指針」（ガイドライン）等を踏まえ、より緊密な相互連携に取り組むこととします。

(3) 要保護児童への自立支援

県は、児童養護施設を退所した要保護児童が、地域で自立した生活（進学や就職など）を送るにあたり、要保護児童であったことにより、地域生活において差別や不利益が生じないように、十分な支援が受けられる体制や運用を強化します。

7 計画の目標

県は、6に記載する「3つの基本事項」を踏まえ、市町村など関係機関と緊密に連携しながら社会的養育に係る取組を積極的に推進し、地域における児童虐待防止の機運を高め、要支援児童及び要保護児童を含めすべての子どもが適切な支援の下、健全に成長し自立できるよう、子どもの権利を保障し、子どもの最善の利益を実現する支援体制を整備します。

8 社会的養育を推進するための取組

(1) 子どもの権利擁護（アドボカシー等）の推進

ア 児童福祉法等の理念の地域社会や関係機関への浸透

県は、家庭や地域へ児童福祉法等の理念を浸透させるため、あらゆる機会において普及啓発に努めます。特に、「しつけ」と称して子どもの尊厳を傷つけるような行為は、「しつけ」ではなく児童虐待になることや虐待通告の方法など、児童虐待に関する情報を家庭や地域にしっかりと周知します。

また、児童相談所や市町村、警察、学校、病院など関係機関において、児童福祉法等の理念を十分理解しながら、子どもや保護者の支援等を行うことが重要であることから、関係機関が一同に介して子どもの権利擁護について学ぶ場の設置に努めます。

イ 子どもの意見の尊重、子どもや保護者からの意見聴取

県は、社会的養育に関する事業を計画し、又は実行するときは、必要に応じて当事者である子どもや保護者の参画を求めるほか、子どもの状況等に応じた方法によりニーズを把握するなど、実効性のある事業の推進に努めます。

また、児童相談所や児童養護施設等は、常に子どもの権利について留意し、必要に応じて子どもから意見をくみ取るよう努めます。

ウ 自分の意見を表明できない子どものためのアドボカシーの推進

知的に障害がある子どもなど、自分の意見をうまく表明できない子どもであっても、児童相談所長や児童養護施設長などが親権を代行するということは、アドボカシーの観点からは十分とは言えないことから、県は、未成年後見人の活用や審議会への当事者の参加など意見表明権の保障に関する取組を進めます。

(2) 市町村における子ども家庭支援体制の強化

ア 子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の設置の促進

2004（平成16）年の法改正により、子ども家庭相談に応じることが市町村の業務として明確に規定され、さらに2016（平成28）年の法改正により、市町村は、子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならない旨が規定されたことから、子育て短期支援事業や養育支援訪問事業による家庭支援の充実など、市町村に求められる役割はますます重要となります。

このため、国は、2016（平成28）年、母子保健法を改正し、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」（以下「センター」という。）の市町村への設置を進めるとともに、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等を含め、すべての子どもとその家庭（里親及び養子縁組を含む。）及び妊産婦を対象として必要な支

援を行う「子ども家庭総合支援拠点」（以下「拠点」という。）を 2022 年度末までに全市町村に設置することとしました。

このため、県は、市町村におけるセンターや拠点の設置に向け、協議の場を設けるなどの取組を進めます。

イ 児童養護施設等、里親等と要保護児童対策地域協議会の連携強化への支援

地域における社会的養育を推進するにあたり、児童養護施設等、里親等と要保護児童対策地域協議会が連携し、要支援児童又は要保護児童がいる家庭を支援することが重要です。また、市町村は、児童養護施設等、里親等と緊密な連携を図りつつ、これら施設等が行う親子関係再構築のための支援に協力することが求められます。

しかしながら、児童養護施設等へのアンケートの調査結果をみると、市町村（要保護児童対策地域協議会）と十分な連携が図られていないことが判明したことから、県は、市町村と児童養護施設等、里親等の連携体制を促進する取組を進めます。

ウ 市町村職員のスキルアップへの支援

要支援児童、要保護児童及びその家族並びに特定妊婦への支援業務を行う要保護児童対策地域協議会や拠点の職員は、子どもの権利を守るため、一人ひとりの相談等に対する支援スキルを向上させるのみならず、組織としての能力の向上が求められ、福祉的側面、心理的側面、医療的側面、法的側面など様々な専門的知見を蓄積する必要があります。

このため、県は、法第 25 条の 2 第 8 項に基づき、要保護児童対策地域協議会調整機関調整担当者を対象として実施する研修について、市町村母子保健担当職員や拠点職員などが受講できるようにするなど、市町村職員のスキルアップに努めます。

エ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談への対応、市町村への技術的助言その他必要な援助などを行う機関であり、地域における児童や家庭の福祉の向上のため、その機能強化及び設置を促進する必要があります。

このため、県は、児童家庭支援センターと市町村など関係機関の連携を円滑にする取り組みを進めるとともに、NPO 法人や医療法人等様々な民間団体が児童家庭支援センターを開設できるような働きかけを進めます。

(3) 里親・ファミリーホームでの養育の推進

ア 里親制度の普及

2016（平成 28）年の法改正により、法第 3 条の 2 において要保護児童が家庭と同様の養育環境（養子縁組又は里親等）で継続的に養育されるよう優先して措置することや「新しい社

会的養育ビジョン」において里親への委託率を大きく向上させることが示されるなど里親等に求められる役割はますます重要となります。

しかし、「里親」という言葉は県民に十分浸透していますが、里親の役割や条件、ファミリーホームの役割などは、より一層の普及啓発が必要であることから、県は、県里親会などと協働して里親月間（10月）をはじめ、あらゆる機会を捉え里親制度に関する情報の発信に努めます。

また、里親に関心は持っていますが、里親になることへの不安や負担からその一歩を踏み出せない県民も多くいることから、県は、里親手当等の経済的なサポートがあること、児童相談所や県里親会などの支援機関が里親を支援すること、要保護児童の短期養育もできることなど県民の理解を深めるための取組を進め、里親を増やしていきます。

イ 里親フォスタリング機関の設置促進

2016（平成28）年の法改正により、法第11条第1項において里親に関する業務（里親フォスタリング業務）は県が行うべきもの（ただし、事務の全部又は一部を適切に行うことができる者に委託可）として具体的に位置づけられました。

里親フォスタリング業務は、里親の強みと課題を理解し、里親や子どもとの間の信頼関係を築く必要があり、一貫した体制の下、継続的に提供されることが望ましいことから、県は、里親フォスタリング業務の民間機関への委託などを検討した上で、一連の里親フォスタリング業務が包括的に進められる体制や運用の確立に努めます。

ウ 本県が目指す里親等への支援体制

児童相談所や里親フォスタリング機関が中心となり、市町村、児童家庭支援センター、児童養護施設等、県里親会など関係機関が連携して里親家庭やファミリーホームを支援する必要があります。

また、地域において社会的養育を進めるためには、児童養護施設等の入所児童を家庭と同様の養育環境である里親等の養育環境に移行することや、地域における里親家庭を児童養護施設等が支援することが重要であることから、県は、児童養護施設等と連携しながら要保護児童の支援ができる体制づくりを進めます。

エ ファミリーホームの設置促進

ファミリーホームは、複数の養育者や補助者の下、少人数（6名程度まで）の要保護児童が養育者の自宅で生活する養育形態であり、要保護児童にとって実家と同様の場所になりうるというメリットもあることから、県は、更なる増設に向けて事業の促進に努めます。

オ 里親やファミリーホームの職員の養育力の向上

里親等に委託される子どもの中には、虐待や不適切な養育を受けてきたり、保護者との分離や喪失を体験してきたことで、複雑な行動上の問題や精神的・心理的問題の解消が必要な子どももいることから、家庭と同様の養育環境の中で、質の高い養育を行う必要があります。

このため、県は、法定研修や委託可能な里親を育成する未委託里親研修を実施するほか、委託里親やファミリーホームの職員の専門性を高める研修の受講を支援するなど、質の高い里親養育の実現に努めます。

(4) 特別養子縁組等の推進

ア 養子縁組制度に係る情報発信

2016（平成28）年の法改正により、法第11条第1項において特別養子縁組、普通養子縁組に関する相談や支援が児童相談所の業務として位置づけられ、養子縁組により養子となる子ども等への支援を行うこととなりました。

代替養育となっている要保護児童に対し、永続的な家族関係を基本とした「家庭」という育ちの場を保障すること、いわゆるパーマネンシー保障を進めることは、要保護児童の健全な愛着形成だけでなく、子どもの成長及び自立に関しても有効な取組です。

このため、県は、児童福祉週間をはじめ、あらゆる機会を捉え養子縁組制度の周知・啓発に努めます。

イ 児童相談所の支援強化及び関係機関との連携

法第3条の2の規定を踏まえ、児童相談所は、要保護児童の措置先としてまずは、家庭における養育環境と同様の養育環境を提供する特別養子縁組を含む養子縁組等を優先しなければならないとしています。このため、県は、児童相談所に養子縁組制度及び里親制度を担当する児童福祉司を配置するなど支援体制（ただし、事務の全部又は一部を適切に行うことができる者に委託可）の強化を図ります。

また、児童相談所は、要保護児童の年齢が低いほど養子縁組の成立が高いこと、里親から養子縁組に進むこともあることから、乳児院や県里親会等とこれまで以上に連携し、必要に応じて情報交換等を行うことで、養子縁組の機会を増やしていくことに努めます。

ウ 児童相談所と民間あっせん機関との連携

2016（平成28）年12月、民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進を目的に、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（以下「民間養子縁組あっせん法」という。）が成立し、同法第4条により、児童相談所は、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんについても、子どもの最善の利益に資する観点から、民間あっせん機関と連携を図りつつ協力する必要があります。

このため、県は、民間養子縁組あっせん法に定める、民間あっせん機関の許可基準や児童相談所と民間あっせん機関との連携について整理を進めます。

(5) 児童養護施設や乳児院の機能改革の促進

ア これからの児童養護施設等のあり方

2016（平成28）年の法改正により、児童相談所は、要保護児童の措置先としてまずは家庭と同様の養育環境（養子縁組又は里親等）を検討し、当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては「できるだけ良好な家庭的環境」（小規模かつ地域分散化された施設である児童養護施設等における地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケア）で養育されるよう必要な措置を講ずるとされました。

このため、施設入所対象となる子どもは、家庭での養育が困難な子ども及び年長でこれまでの経緯より家庭的な生活をすることに拒否的になっている子ども、医療的ケア児など、高度な専門的ケアが必要な子どもなどが多くなり、児童養護施設等は、高機能化された養育体制を施設内に構築する必要があります。

一方、児童養護施設等においても児童福祉法等の理念である家庭養育優先を推進する必要があり、できる限り施設入所期間の短縮に努め、児童相談所と協力して親子関係再構築に向けた子どもやその家族への支援を行うとともに、里親等や特別養子縁組を含む在宅家庭への支援を行うなど、施設の多機能化・機能転換を図ることにより、施設外に向けて更に専門性を高めていくことが必要です。

特に、乳児院は、児童養護施設に比べ、子どもの養子縁組が成立する確立が高いことなども踏まえ、パーマネンシー保障を進める観点からの機能転換を図るとともに、市町村と協働して地域における子育て支援を推進することが求められています。

イ 県の取組

県は、上記アの事項を実現するため、児童養護施設等で養育が必要な子ども数の見込みや、施設の機能転換の見込みなどを把握した上で、児童養護施設等が策定する機能転換に向けた計画の検討状況や課題等をヒアリングなどにより把握し、適切な助言や指導を行います。

また、高度なケアが必要な子どもの支援については、2020年4月に開設する「山梨県子どもまごころサポートプラザ」において児童養護施設等と十分な連携が図られるよう、運用の整備を進めます。

さらに、国の補助事業を積極的に活用し、施設の機能転換等の促進に努めます。

ウ 児童養護施設等の目指すべき方向性

児童養護施設等は、高度なケアが必要な子どもに対して、多様な専門職による集中的なケアと生活単位の小規模化を進めるとともに、地域における資源の状況、これまでの要保護児

童への養育スキルなどを踏まえつつ、県や市町村など関係機関との連携を深め、「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」となるよう、自らの施設を変革していくことが求められています。

このため、県は、専門性の高い施設養育を行うための職員配置や職員への研修、小規模かつ地域分散化の推進、一時保護委託の受入体制の整備、里親支援機能の強化、市町村と連携した在宅支援など、児童養護施設等の取組が促進されるよう、必要な情報提供を行うなど支援に努めます。

(6) 一時保護改革の推進

ア 一時保護の基本的な考え方

一時保護は、法第 33 条の規定に基づき子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図るため、特に、児童虐待対応においては、対応が後手に回ることによって子どもの生命に危険が及ぶ可能性もあることから、迅速かつ時には強行的に行う行政処分であるとともに、子どもにとっては、一時的に家庭等から離される行為であり、養育環境の変化により精神的にも大きな不安を伴うものです。

このことから、一時保護施設は、法第 3 条の 2 に規定する子ども家庭養育優先の原則を踏まえ、家庭における養育環境と同様の養育環境又はできる限り良好な家庭的環境である必要があります。

このため、県は、一時保護所において、個々の子どもの状況に配慮した対応を確保するため、居室の個室化、児童の年齢や入所事由に応じた処遇の改善などを進めます。

イ 子どもの状況に配慮した対応

子どもが権利の主体であるという児童福祉法等の理念を、一時保護所の職員は常に意識し、子どもに安心感をもたらすような共感的対応を基本とした丁寧なケアに努めることが必要であることから、県は、一時保護所の職員に対し、必要な研修を受講させるなど、職員のスキルアップを図ります。

また、一時保護所においては、子どもの最善の利益を優先する保護や養育を行わなければならないため、個室化や個別対応を可能とするような職員配置など環境整備を行うとともに、食事やレクリエーション、教育や学習支援などの生活面におけるケアの充実を図る必要があります。さらに、一時保護所での子どもの安全対策として、災害や非常事態等に対する安全対策を強化する必要があります。

県は、このような取組を進め、一時保護所での生活を通して子どもの安全を確保し安心感を与えるケアを進めます。

ウ 児童相談所による児童養護施設等への一時保護の推進

乳幼児の一時保護については、子どもの状況に応じて、可能な場合は里親への委託を検討し、学齢以上の子どもの場合は、子どもの行動上の問題や虐待の影響等への専門的なケアの必要性の程度に応じて、一時保護所、里親等、児童養護施設等を選択する必要があることから、県は、委託一時保護が可能な里親等や児童養護施設等の確保に努めます。

エ 第三者機関による子どもの意見聴取や行動観察、生活環境等の視察を行う第三者評価の活用

児童相談所は、子どもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法に関して、子どもの年齢や理解力に応じて説明を行うほか、子どもの意見が適切に表明されるよう配慮に努めます。

また、県は、一時保護された子どもの権利擁護の観点から、子どもの権利擁護に関する第三者機関が子どもの意見聴取を行うなど、一時保護中の子どもの権利を保障するための仕組みづくりに努めます。

(7) 要保護児童に対する自立支援体制の強化

ア 自立支援の基本的な考え

児童相談所や児童養護施設などの関係機関並びに里親等は、施設に入所する子どもや里親に委託される子どもにおいては、実親等の家族の支援機能が期待できないこと、対人関係の形成に困難を抱える場合があることなどから、子どもが18歳を超えた後も必要に応じて支援を継続することが必要です。

また、子どもの自立支援に係る計画の策定や見直し、支援を実施する場合などにおいて、支援を受ける子どもの参画と協働を原則とし、子どもの最善の利益を実現するよう進めることが重要です。

イ 県の取組

2004（平成16）年の法改正により、児童養護施設等は、入所する子どもの自立支援計画の策定が義務づけられるなど、入所中はもとより退所後についても継続した対応が求められています。また、施設に入所する子どもや里親に委託される子どもの自立支援は、児童養護施設等や里親等が中心となり、児童相談所や市町村などの関係機関と連携できる体制を構築して進める必要があります。

このため、県は、国要綱（（2017（平成29）年3月厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「社会的養護自立支援事業実施要綱」）で定める自立支援コーディネーターの設置を促進するなど、自立支援の体制づくりを推進します。

ウ 自立支援の推進

2017（平成 29）年、山梨学院短期大学地域連携研究センターと山梨県児童養護施設部会が共同で児童養護施設を退所した子どもを対象に実施したアンケートの調査結果では、児童養護施設を退所した子どもが、退所後 1 年以内で学校を退学したり、会社を退職するケースが多いことが判明しました。

このため、県は、児童養護施設を退所した子どもの進学や就労に関する支援、生活に関する支援のため、国の事業を積極的に活用し、自立援助ホームの支援機能や支援技術の向上を図ります。

また、児童養護施設を退所した子どもが地域で生活する上でのあらゆる困り事に対応できるよう自立支援コーディネーターの設置を促進するとともに、退所した子ども同士が気軽に集まることができる居場所づくりを進めるなど、自立生活を支援する取組を進めます。

（8）児童相談所の強化

前述する（1）から（7）の取組を推進し、本県が目指す社会的養育を着実に推進するためには、児童相談所の相談機能や支援体制が、それぞれの取組に対し十分に機能していることが前提であり不可欠です。

1947（昭和 22）年、法が制定されて以降、国は、児童養護の中核機関として児童相談所の機能の充実を図るため必要な法改正を行うとともに、増加する児童虐待相談対応件数に対応するため、2018（平成 30）年 6 月には、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を打ち出し、同年 12 月には、児童相談所強化プランを見直した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定するなど、児童相談所の体制及び専門性の計画的な強化を進めるとしています。

県は、国の動向や児童相談所運営指針などを踏まえ、児童相談所の強化に必要な体制づくりを積極的に進めます。

ア 専門職員の適正な配置

子どもや保護者等への指導等を行う児童福祉司、心理に関する専門的な指導を行う児童心理司などの専門職員について、法等に基づき適正に配置します。

イ 児童相談所の専門性の向上

法に基づき児童福祉司等を対象として県が行う研修を一層充実させるとともに、法律や犯罪などの専門分野における機能強化を図るため、弁護士や医師、警察官等の配置について、より一層の充実に努めます。

ウ 関係機関や関係者との連携強化

児童相談所と市町村、警察、学校等の関係機関及び里親等の関係者との個別の連携を一層強化するほか、児童虐待に関しては、関係機関が連携して対応することが重要であることか

ら、関係機関及び関係者が一同に介し、児童虐待防止に関する情報共有や情報提供を行う場の設置に努めます。

(9) 子ども家庭福祉に係る専門職の育成

国は、「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ」を設置し、子ども家庭福祉に携わる者に関する資格のあり方を含めた資質向上策について検討を進めています。

県も、児童虐待を防ぐため、児童相談所や市町村が高度な機能を発揮することが強く求められていることから、山梨県立大学人間福祉学部に大学院を開設し、児童虐待対応等において中心的な役割を担う専門性を有する人材の育成に向けた取組を推進します。

9 計画の進捗管理等

(1) 本計画の具体的な取組及び指標

県は、9の事項を進めるための具体的な取組（別紙1）を示すとともに、社会的養育の状況把握のための指標（以下「指標」という。）（別紙2）を定めます。

(2) 数値目標の設定

県は、本計画において特に重点を置く事項に対し、国が示した新しい社会的養育ビジョンや都道府県社会的養育推進計画の策定要領を踏まえ、数値目標（別紙3）を設定し、県子ども・子育て会議にて、その進捗を管理します。

(3) 具体的な取組の実施体制

具体的な取組（別紙1）は、県及び児童相談所、市町村が中心となって、児童養護施設等や里親等など関係機関と連携しながら推進します。

(4) 本計画の検証・見直し

県は、本計画の進捗について、指標及び数値目標の状況を毎年度検証するとともに、県子ども・子育て会議に報告し、県子ども・子育て会議は、本県の社会的養育を推進するため、本計画の取組に関して意見できることとします。

また、県は、計画期間中に関係法令等の改正などがあった場合や、県子ども・子育て会議の意見を聞いて取組等の見直しが必要となった場合等は、適宜、本計画の見直しを行います。

8 (1) 子どもの権利擁護（アドボカシー等）の推進

No.	具体的な取組
1	児童福祉週間（5月）や児童虐待防止推進月間（11月）、人権週間（12月）などにおいて子どもの権利等に関する普及啓発を推進する。
2	県政出張講座の活用を促進する。
3	関係機関が一堂に会し、子どもの権利や児童虐待防止に関する情報提供、情報共有を行い、協働して対応するための協議会を開催する。
4	社会的養育に係る施策の企画段階において、やまなし子育てネットのアンケート機能を活用するなどして子ども家庭から意見等を聴取する。
5	児童相談所や児童養護施設等が子どもを一時保護する際、子どもの年齢に応じて、一時保護の意味や生活ルール等を理解できるような冊子を用意して、常に子どもが閲覧できるようにする。
6	児童相談所や児童養護施設等が措置された児童の意見や相談を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の設置など子どもの意見をくみ取る取組を進める。
7	児童相談所や児童養護施設等が一時保護所や施設を退所する子どもたちにアンケートを行うなど、子どもの意見を尊重して、その後の一時保護所等の機能向上を図る。
8	アドボカシーの保障が必要な子どもに対して、施策の利用を決定するにあたり、子どもの年齢や状態等に十分に配慮しながら意見を聴取するとともに、必要に応じて未成年後見人制度を積極的に活用する。

8 (2) 市町村子ども家庭支援体制の強化

No.	具体的な取組
1	市町村の子ども家庭支援体制の構築に対し、市町村の理解を深めるため、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の設置に関する説明会を開催する。
2	児童養護施設や乳児院、里親会などが要保護児童対策地域協議会の構成員になるよう市町村に働きかける。
3	児童相談所と市町村との連携体制を強化するため、連絡調整会議を開催する。
4	法第25条の2第8項に基づき要保護児童対策地域協議会調整機関調整担当者を対象として実施する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の受講対象者を拡大する。
5	要保護児童対策地域協議会代表者会議などにおいて、社会的養護等の施策に関する説明を行い、児童相談所からの指導委託等について理解を深める。

8 (3) 里親・ファミリーホームへの委託の推進

No.	具体的な取組
1	里親会と協働で里親月間におけるポスターの掲示やチラシの配布などキャンペーンを開催する。
2	ホームページやテレビ、ラジオ等を活用した情報発信を進める。
3	里親に関心のある県民を集めた説明会を開催する。
4	里親フォスターリング業務の民間機関への委託を含め、包括的に進められる体制や運用を検討する。特に、里親等への研修については内容の充実を図り、里親のスキルアップを促進する。
5	児童養護施設及び乳児院への里親支援専門相談員等の設置を促進する。
6	里親委託が不調となったケースや未委託里親の状況等を検証し、その検証結果を里親会等と共有する。
7	児童相談所や市町村、児童養護施設等、県里親会との連携体制を構築するため、情報交換会等を開催する。
8	ファミリーホームを推進するため、里親会等と情報交換会を開催する。

8 (4) 特別養子縁組等の推進

No.	具体的な取組
1	児童福祉週間（5月）や児童虐待防止推進月間（11月）、人権週間（12月）などにおいて子どもの権利等と併せて、養子縁組制度に関する普及啓発を進める。
2	養子縁組制度及び里親制度の推進を業務とする児童福祉司の配置を促進する。
3	（再掲）児童相談所や市町村、児童養護施設等、県里親会との連携体制を構築するため、情報交換会等を開催する。
4	民間養子縁組あっせん法に基づく民間あっせん機関の許可基準を定めるとともに、業務委託を含め、民間あっせん機関との連携等について運用を整理する。

8 (5) 児童養護施設や乳児院の機能改革の促進

No.	具体的な取組
1	施設の状況等を把握するため、定期的に児童養護施設等施設長会議を開催する。
2	施設の運用計画等への指導や助言を行い、児童養護施設等の小規模化かつ地域分散化等を促進する。
3	施設職員のスキルアップを図る研修を実施する。
4	（再掲）児童養護施設及び乳児院への里親支援専門相談員等の設置を促進する。

No.	具体的な取組
5	(再掲) 児童相談所や市町村、児童養護施設等、県里親会との連携体制を構築するため、情報交換会等を開催する。

8 (6) 一時保護改革の推進

No.	具体的な取組
1	一時保護所の生活について、子どもの年齢に応じて理解できるような冊子を設置する。
2	一時保護所に子どもが自由に意見書を投函できる意見箱の設置をさらに促進するとともに、第三者機関が子どもからの意見等に対応できる体制づくりを促進する。
3	子どもの虹情報研修センター等が行う一時保護所職員研修への職員の参加を促進する。
4	一時保護所を退所する子どもに一時保護所の生活等についてアンケートを実施する。
5	火災等の非常災害に備えた避難計画を策定し、月1回以上避難訓練を実施する。

8 (7) 要保護児童に対する自立支援体制の強化

No.	具体的な取組
1	自立支援コーディネーターの設置を進める。
2	自立支援コーディネーターが中心となって、児童相談所職員、児童養護施設等職員、里親、市町村職員等が構成員となる支援担当者会議の設置、相談体制の構築を促進する。
3	国の事業（社会的養護自立支援事業、就学者自立生活援助事業、児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業など）を積極的に活用するよう関係機関への説明会を開催する。
4	児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の管理者及び指導員等への研修を実施する。
5	児童養護施設を退所した子どもの生活上の問題に対応する相談員の設置を促進するとともに、退所後児童が気軽に集まることができる居場所づくりを進める。

8 (8) 児童相談所の強化

No.	具体的な取組
1	児童虐待防止対策体制総合強化プランに沿った専門職員の配置を進めるとともに、職員の専門性を向上させるための研修や派遣等に積極的に取り組む。
2	養子縁組や里親等委託を推進する専門職員（里親養育支援児童福祉司）及び市町村支援のための専門職員（市町村支援児童福祉司）の配置を推進する。
3	警察官、弁護士、検察など司法の専門分野と連携強化を図るため、情報交換会等を開催する。

No.	具体的な取組
4	要保護児童への支援が円滑に行われるよう児童相談所内の支援機能と介入機能の業務分担の整理について検討する。
5	市町村との共通リスクアセスメントシートの活用や市町村措置への運用整理を進め、市町村との役割分担の明確化を図る。

8 (1) 子どもの権利擁護（アドボカシー等）の推進

No.	評価指標	2018 年度
1	一時保護や代替養育における権利擁護の実施状況（子どもへのアンケート調査、子どもの権利を擁護する仕組みの活用状況等）	—

8 (2) 市町村子ども家庭支援体制の強化

No.	評価指標	2018 年度
1	市町村における子育て世代包括支援センターの設置数	14 市町村
2	市町村における子ども家庭総合支援拠点の設置数	1 市町村
3	法第 26 条第 1 項第 2 号及び第 27 条第 1 項第 2 号に基づく児童相談所から市町村への指導委託した件数	0 件
4	乳幼児健診後の要支援・要保護フォローアップの状況	—

8 (3) 里親・ファミリーホームへの委託の推進

No.	評価指標	2018 年度
1	乳幼児の里親への委託率	32.9%
2	里親との関係不調などにより里親委託が解除又は措置変更となった件数	5 件
3	里親フォスタリング機関の設置数	0 機関
4	里親フォスタリング機関の活動実績（開拓人数、研修回数、実親対応件数など）	—
5	新規に登録した里親人数及びその登録世帯	21 人・17 世帯
6	子どもを受託した里親数及び里親に委託した子どもの人数	57 世帯・67 人
7	ファミリーホームの設置数及び委託した子どもの人数	5 施設・19 人

8 (4) 特別養子縁組等の推進

No.	評価指標	2018 年度
1	児童相談所が関与する特別養子縁組成立件数	2 件
2	国等が実施する特別養子縁組に関する研修を修了した児童相談所職員数	0 人

No.	評価指標	2018 年度
3	県で許可した民間あっせん機関の数及び児童相談所との連携状況	0 機関

8 (5) 児童養護施設や乳児院の機能改革の促進

No.	評価指標	2018 年度
1	施設での養育が必要な子どもの人数	251 人
2	施設種別毎の小規模かつ地域分散化された施設に入所した子どもの人数	14 人
3	専門職の即時対応等のケアニーズが高い子どもに専門的なケアを提供できる施設に入所した子どもの人数	1 人
4	児童家庭支援センターの設置数	1 機関
5	多機能化した母子生活支援施設数	0 施設
6	施設の入所期間別の子どもの人数	—
7	県が開催する研修（義務研修、基幹的職員研修など）へ参加した施設職員数	5 人
8	里親支援専門相談員を設置した施設数及び里親支援専門相談員数	2 施設・2 人

8 (6) 一時保護改革の推進

No.	評価指標	2018 年度
1	一時保護所で一時保護した子どもの人数	146 人
2	里親や施設等に一時保護を委託した子どもの人数	56 人
3	国等が実施する一時保護所職員研修を修了した職員数	2 人
4	一時保護した子どもの平均一時保護日数	44.2 日

8 (7) 要保護児童に対する自立支援体制の強化

No.	評価指標	2018 年度
1	社会的養護自立支援事業の実施率	0%
2	国や県の事業を活用し、施設を退所した子どもへの支援を行った施設数	6 施設
3	自立援助ホームの実施箇所数及び入居者数	1 施設・2 人

8 (8) 児童相談所の強化

No.	評価指標	2018 年度
1	中核市の児童相談所の設置率	0%
2	児童福祉司（スーパーバーザー含む）及び児童心理司の人数	23 人・9 人
3	児童相談所に配置した弁護士の数（うち常勤数）	3 人（0 人）

No.	評価指標	2018 年度
4	医師（非常勤嘱託職員を含む）及び保健師の人数	7 人・2 人

別紙3【数値目標】

数値目標	2019 年度 (策定年度)	2024 年度 (中間年度)	2029 年度 (最終年度)
就学前要保護児童の里親等委託率	40.7%	57.7%	75%以上
就学後要保護児童の里親等委託率	27.1%	36.6%	50%以上

数値目標	2019 年度 (策定年度)	2022 年度
子ども家庭総合支援拠点設置市町村数	1	27

発行 令和2年3月
山梨県子育て支援局子ども福祉課

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号

電話 055-223-1457

FAX 055-223-1509

メール kodomo-fukushi@pref.yamanashi.lg.jp